

京都市訓令甲第32号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項中「、建設局事業推進室副室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)